

事例： 利害の相反—大学と民間企業の R&D 業務の兼務*

事実関係：

A 大学の B 教授は A 大学での教育のほか、A 大学と外郭団体 X との契約による研究プロジェクトに従事している。彼はまた、民間 R&D 企業にも出資しており、勤務時間外にその会社のために働いている。

あるとき、その民間 R&D 企業および A 大学はそれぞれ、外郭団体 Y から新規プロジェクトのコンペティションに応募するように要請された。

しかし、その新規プロジェクトの内容の大部分は A 大学が外郭団体 X に依頼された研究をもとにしたものであり、その研究には B 教授が参加していた。

もし B 教授が新規プロジェクトに積極的に関われば、その経験および業績は R&D 企業にとっても A 大学にとっても、有利に働くだろう。

問題点：

1. B 教授が A 大学のために提案書の作成に参加することは倫理的であるのか？
2. B 教授が R&D 企業のために提案書の作成に参加することは倫理的であるのか？
3. もし A 大学の提案書が政府に受け入れられた場合、B 教授が A 大学のプロジェクトに参加することは倫理的であるのか？
4. もし R&D 企業の提案書が政府に受け入れられた場合、B 教授が R&D 企業のプロジェクトに参加することは倫理的であるのか？
5. もしプロジェクトがその民間の R&D 会社に与えられた場合、教授がそのプロジェクトに積極的に参加しないなら、その会社への出資関係を持ち続けることは倫理的か？

*米国 NSPE 倫理審査委員会編，社団法人日本技術士会訳編『科学技術者倫理の事例と考察』（丸善株式会社）をもとにした。以下の事例はいずれも同書をもとにした。

参照条項

III. 専門職の責務

第 1 条 c 項 技術者は、自らの正規の仕事または利害関係にとって不利益となる外部からの雇用を、受け入れてはならない。いかなる外部からの技術業の雇用もそれを受け入れる前に、自らの雇用者に通知する

第 5 条 技術者は、自らの専門職業の義務が、相反する利害関係によって影響されないようにしなければならない

第 6 条 b 項 受給者の地位にある技術者が、パートタイムでの技術業の仕事を受け入れるのは、その雇用者の方針と矛盾せずかつ倫理的配慮に妥当な範囲においてのみでなければならない

第 9 条 d 項 技術者の設計、データ、記録、およびノートであつてもつばら雇用者の仕事に関係するものは、その雇用者の財産である。雇用者は、その情報を当初の目的以外の目的に使用するには、その技術者に補償をするべきである

ポイント：

B 教授にとっては A 大学の方が R&D 企業よりも上位におくべきものである。

事例： 他のプロジェクト研究成果の流用

事実関係：

あるとき、外郭団体 X が A 社と接触し、高度な専門的技術を必要とする太陽光発電設備の建設可能性の検討を依頼した。A 社は以前、同様の設備に関するアイデアを別の外郭団体 Y に提案したことがあり、そのことは外郭団体 Y から外郭団体 X に伝わっていたと考えられる。A 社はいずれ受注できることを見込み、およそ 100 万円程度の人件費をかけて太陽光発電設備の建設可能性を検討し、外郭団体 X に構想図や報告書を提出した。

その後、外郭団体 X は、(1) B 社と太陽光発電設備の建設に関する交渉を行っていること、(2) A 社が提供したすべてのデータを B 社に渡したこと、(3) その交渉が不調に終わった場合、B 社と太陽光発電設備の建設に関する交渉を行うつもりであることを伝えた。

B 社は外郭団体 X と交渉に入る前にこのプロジェクトに A 社が関わっていたことを知っていたが、とくに A 社に接触することはなかった。

A 社は外郭団体 X を所管する官庁に対し、外郭団体 X および B 社の行動が倫理規程に違反していると申し立てた。

問題点：

1. A 社が約 100 万円を費やしたのは倫理的であったか？
2. 外郭団体 X が、A 社が提供したデータを他の会社に渡したのは倫理的であったか？
3. このような状況下で B 社がプロジェクトの交渉を始めたのは倫理的であったか？

参照条項

III. 専門職の責務

第 4 条 技術者は、現在または以前のすべての依頼人または雇用者、または自らが勤務する公共機関の、業務関連または技術プロセスに関わる機密の情報を、その同意なしには開示してはならない

第 7 条 技術者は、他の技術者の専門職業上の名声、将来性、実務、または雇用を、悪意または虚偽をもって、直接または間接に傷つけることを企ててはならない。技術者は、他人が非倫理的または違法な行為を犯していると感じるときは、適切な権限ある機関の処置を求めてその情報を提出しなければならない

第 9 条 技術者は、技術業の仕事の、正当に帰属すべき者への帰属を認めなければならず、かつ、他人の所有権益を認めるものとする

第 9 条 c 項 技術者は、他人のための仕事を引き受ける前に、その関係で自らが改良、計画、発明、またはそれが著作権または特許を正当化するその他の記録の作成をするかもしれない場合には、所有権に関する明文の契約を結ぶべきである

ポイント：

- A 社は受注確実と思い込んでいた。それが間違いの始まり。